

令和4年第4回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和4年2月17日（木）13時15分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：星子明夫

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：石橋教育次長、深堀理事

今村総務部長、梶原教育支援部長

柴田総務課長、大坪健康教育課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第9号 福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程の一部改正案

付議案第10号 福岡市教育委員会規則の読点の表記を改める規則案等

(2) 臨時代理報告事項

なし

(3) 協議・報告事項

なし

5 開会

教育長開会を宣告 13時15分

付議案第10号は意思形成過程の案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第9号 福岡市立学校の保健に従事する特別職職員の委嘱手続及び職務等に関する規程の一部改正案

大坪課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

○ 今までこのような規定がなかったのは、これまで不自由がなかったからという

ことだと思うが、何故今回制定しようと考えたのか。また、委嘱期間の規定について、「委嘱期間を更新することができる」とのことであるが、更新期間は任意で良いのか。

(大坪課長)

- 今回改正に至った理由について、コロナ禍における児童生徒の健康診断については、令和3年度は対面により実施するよう学校医等に通知しているが、新型コロナウイルス感染症の状況から、対面での健康診断に依拠していただけないケースがあった。協議を続け、最終的には対面による健康診断を実施いただいたが、その過程で、委嘱期間に関する規定がないことが判明したため、今後のためにも規定を設けた方が良く判断したものである。また、更新期間については、毎年度1年間で委嘱状を出している。

(徳成委員)

- 嘱託医、校医に委嘱する手続、また、どこの学校にどこの病院の医師を委嘱するかといった手続については、学校単位ではなく、健康教育課と医師会との共働によるものだと思うが、学校からの意見について、解嘱の規定にも「勤務成績がよくない場合」とあるように、1年間健康診断をしてきて不具合がある、医師を代えていただけないかといった意見が出た場合の手続はどのようになっているのか。

(大坪課長)

- 毎年度、各学校において健康診断をどのように実施したのか、アンケート調査を実施している。その結果については、医師会と共有し、今後の対応について改善を図っている。医師会から毎年度、学校医の推薦をいただいて、教育委員会で委嘱の手続を行っている。

(徳成委員)

- 年に一度、学校からの意見をアンケートのかたちで吸い上げているとのことであるが、それを健康教育課がある程度整理した上で医師会に伝えているのか、それともそのままアンケート用紙等を医師会に見せているのか。

(大坪課長)

- アンケートを一旦教育委員会でまとめ、医師会と共有している。また、養護教諭及び医師会と実施状況や今後改善してほしい点についても協議している。

(徳成委員)

- 私が中学校現場にいたときのことであるが、内科健診の際に、養護教諭が医師の診断の内容を聞き取って書き込んでいくが、医師が高齢のため聞き取りづらいということがあった。ほとんど言っていることが聞き取れない状態で次々に子ども達の健診を続けていかなければならないという不具合が生じた。養護教諭がその状況と改善を求めるコメントをアンケートに書き、校長が確認して教育委員会に提出した。後日、その医師が激怒されて、病院に説明に行くことになった。何故このようなことになったのか調べたところ、アンケートには決して非難するよう

なことは書いていなかったが、そのままのアンケート用紙が医師会に提出され、それを医師が見られたようであった。各学校現場で、地元の医師との信頼関係の中で健康診断業務に取り組んでいただいているが、その橋渡しのところでトラブルが起きないような配慮を、また、学校と医師会との調整についてはデリケートな部分もあるので、慎重な取扱いをお願いしたい。

▼付議案第10号 福岡市教育委員会規則の読点の表記を改める規則案等

柴田課長より説明

《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項

なし

8 協議・報告事項

なし

9 閉会

教育長閉会を宣告 13時31分